

○南伊勢町見守り支援対象者登録制度の実施に関する要綱

平成27年6月23日

告示第90号

改正 平成31年4月1日告示第94号

(目的)

第1条 この告示は、災害時及び緊急時において何らかの支援が必要となると考えられる方たちを日常から見守り支援対象者として把握すること、またその情報を避難支援関係者等が適切な管理のもと共有し、災害時及び緊急時に必要な支援を受けられるように日常からの支援を目指し、本町が南伊勢町見守り支援対象者登録制度(以下「見守り支援対象者登録制度」という。)を実施することに関し必要な事項を定め、町民の誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「見守り支援」とは、災害時及び緊急時に必要な支援ができるよう日常から行うものであり、次に掲げる支援を行うことをいう。

(1) 災害時における避難誘導、救出活動及び安否確認並びにこれら活動を行うための準備

(2) 緊急時における救援活動及び安否確認並びにこれらの活動を行うための準備

(3) 前2号の活動を容易にするために日常生活において行う声かけ、見守り及び相談

(4) 前3号に掲げるもののほか、状況により必要な支援

2 この告示において「避難支援等」とは、災害時に必要な支援であり、南伊勢町地域防災計画の定めるところにより、避難の支援、安否の確認その他要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。

3 この告示において「緊急時」とは、救急搬送が必要であるなど生命、身体の安全を守るため緊急を要するが本人から情報を得ることが困難な場合をいう。

4 この告示において「見守り支援対象者」とは、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者であって、次の各号のいずれかに該当するもの(施設等に入所している者を除く。)をいう。

(1) 要介護認定者(要介護3以上)

(2) 身体障害者手帳保持者(1級又は2級)

(3) 療育手帳保持者

(4) 精神障害者保健福祉手帳保持者

- (5) 特定疾患医療受給者証保持者
 - (6) 小児慢性特定疾患医療受診券保持者
 - (7) 妊婦及び乳幼児
 - (8) 75歳以上の者でのみ構成された世帯に属する者
 - (9) 独居世帯の者
 - (10) 家族昼間留守世帯に属する者
 - (11) 日本語の理解が十分ではない外国人
 - (12) 緊急時に備え、登録台帳への登録を希望する者
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、災害時において支援が必要な者
- 5 この告示において「要支援者」とは、見守り支援対象者のうち、避難支援等を必要とする者(施設等に入所している者を除く。)をいう。
- 6 この告示において「避難支援等関係者等」とは、見守り支援を関係課と共に実施する町立南伊勢病院、南島メディカルセンター、南伊勢町地域包括支援センター、南伊勢町社会福祉協議会、見守り支援対象者の居住する地域を担当する民生児童委員(以下「民生児童委員」という。)、見守り支援対象者の居住する地域の区(以下「区」という。)、区長が推薦し、情報管理が適切に行われると町長が認めた自主防災組織(以下「自主防災組織」という。)、消防及び警察をいう。
- 7 この告示において「関係課」とは、防災安全課、子育て・福祉課、高齢者支援課及びその他見守り支援対象者の支援に必要な課をいう。
- 8 この告示において「登録台帳」とは、見守り支援対象者のうち、南伊勢町見守り支援対象者登録制度届出書兼同意書(様式第1号。以下「届出書兼同意書」という。)により提出された情報を全て記載したものであり、町長が作成したものをいう。
- 9 この告示において「一覧表」とは、見守り支援を実施するため、町長が登録台帳から見守り支援対象者の支援をするために必要な情報を抜粋して作成したものをいう。
- 10 この告示において「要支援者名簿」とは、避難支援等を実施するため、町長が同意を受けて登録台帳から要支援者の情報を抜粋して作成したものをいう。
- 11 この告示において「住民情報統合システム」とは、届出書兼同意書により提供された情報及び相談の内容を記録するシステムをいう。

(登録の申出)

第3条 登録台帳に登録を受けようとする見守り支援対象者は、自ら登録に必要な情報を提供して届け出るものとする。この場合において、その方法は届出書兼同意書によるものと

する。

- 2 前項の規定による届出のうち緊急連絡先及び支援者連絡先の記載に当たっては、原則として記載相手方本人による記載をするものとする。ただし、本人の記載が困難な場合は、その者の同意を得て見守り支援対象者が記載することができる。
- 3 第1項の手続において、当該見守り支援対象者の身体の状態等により本人による必要事項の記載及び提出が困難な場合は、本人が指定する任意代理人が当該本人に代わりこれを記載し、提出することができる。
- 4 第1項の手続について、見守り支援対象者が心身喪失の理由により登録をすることができない場合において、見守り支援が必要であると町長が認めるときは、南伊勢町個人情報保護条例(平成17年南伊勢町条例第11号。以下「条例」という。)第7条第2項第5号の規定に該当するものとし、同項ただし書の規定を適用して本人の任意代理人が本人に代わりこれを記載し、及び提出させることができる。

(登録台帳、一覧表等への記載又は記録)

第4条 登録台帳には、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由
- (7) 津波避難場所
- (8) 地区名
- (9) 要支援者名簿登録の有無
- (10) 見守り支援活動への情報の提供の同意の有無
- (11) 台帳番号
- (12) 緊急時の連絡先
- (13) 地区内の支援者連絡先
- (14) 心身の状態
- (15) 担当ケアマネージャー及び係りつけ医
- (16) 家族の有資格者情報
- (17) 住居の状況等

(18) 支援のために必要な特筆すべき医療機器等

- 2 一覧表には、前項第1号から第16号までに掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
- 3 要支援者名簿には、第1項第1号から第7号までに掲げる事項のほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項を記載し、又は記録するものとする。
- 4 登録台帳、一覧表及び要支援者名簿の作成に当たって町長は、条例第8条第1項第6号の規定に該当するものとして、同項ただし書の規定により、登録台帳、一覧表及び要支援者名簿の作成に必要な範囲で、その保有する見守り支援対象者及び要支援者の氏名その他の見守り支援対象者及び要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 5 条例第7条第2項ただし書の規定により同項第8号に該当するものとして、登録台帳、一覧表及び要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、国又は地方公共団体その他の公共的団体に対して、見守り支援対象者に関する情報の提供を求めることができる。

(町以外の者への情報の提供)

第5条 町長は、見守り支援及び避難支援等の実施に必要な範囲で、避難支援等関係者等に対し、一覧表の写し及び要支援者名簿を提供することができる。この場合において、町立南伊勢病院、南島メディカルセンター、南伊勢町地域包括支援センター及び南伊勢町社会福祉協議会に対しては住民情報統合システムにより提供し、民生児童委員、区、自主防災組織、消防及び警察に対しては紙媒体で提供する。

- 2 前項の規定にかかわらず、一覧表の写し及び要支援者名簿を提供することについて本人又は任意代理人の同意が得られない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、町長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、見守り支援対象者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難支援等関係者等及び町長が支援のために協定を結んだ者に対し、支援のために必要な情報を提供することができる。この場合においては、支援のために必要な情報を提供することについて、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の11第3項の規定により本人の同意を得ることを要しない。

(町以外の者が提供を受けた情報の管理)

第6条 前条第1項又は第3項の規定により一覧表の写し及び要支援者名簿の提供を受けた者は、管理責任者を置き、登録情報等が外部に流出することがないように適切に管理しなければならない。

- 2 前条第1項又は第3項の規定により一覧表の写し及び要支援者名簿の提供を受けた者のうち紙媒体で提供されたものは、管理責任者のみがその情報を閲覧することができる。
- 3 前2項に規定する管理責任者は、一覧表の写し及び要支援者名簿を外部に持ち出すことをせず、第三者の目に触れることのないよう施錠できるところで管理し、及び保管しなければならない。
- 4 前条第1項又は第3項の規定により一覧表の写し及び要支援者名簿の提供を受けた者のうち住民情報統合システムで情報の提供を受ける者は、管理責任者のほか住民情報統合システム利用者を定めなければならない。
- 5 前項に定める者は、町からID及びパスワードの付与を受け、そのID及びパスワードが第三者に知られることのないよう適切に管理しなければならない。

(町以外の者の秘密保持義務)

第7条 第5条第1項又は第3項の規定により一覧表の写し及び要支援者名簿の提供を受けた者若しくはそれらを利用して見守り支援及び避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、見守り支援対象者及び要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 避難支援等関係者等は、見守り支援及び避難支援等以外の目的で一覧表の写し及び要支援者名簿を利用してはならない。
- 3 避難支援等関係者等は、一覧表の写し及び要支援者名簿を紛失しないよう適切に保管するとともに、その内容を支援に関係ない者に知られないよう適切に管理しなければならない。避難支援等関係者の任を引き継ぐ場合は、後任者に一覧表の写し及び要支援者名簿を適切に引き継がなければならない。
- 4 避難支援等関係者等は、一覧表の写し及び要支援者名簿を紛失したときは、速やかに町長に報告しなければならない。
- 5 避難支援等関係者等は、一覧表の写し及び要支援者名簿に記載された情報更新のため年に一度一覧表の写し及び要支援者名簿を返却し、更新された一覧表の写し及び要支援者名簿の提供を受けなければならない。

(受領書兼誓約書の提出)

第8条 第5条の規定により一覧表の写し及び要支援者名簿の提供を受けた者は、速やかに南伊勢町見守り支援対象者登録制度登録台帳登録情報一覧表(写し)及び避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

- 2 第6条第1項の規定により管理責任者を定めた者は、速やかに南伊勢町見守り支援対象者

登録制度登録台帳登録情報一覧表(写し)及び避難行動要支援者名簿管理責任者届出書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(登録の内容の変更)

第9条 届出書兼同意書により登録の届出を行った見守り支援対象者は、届出時に自ら提供した情報について変更が生じた場合には、再び届出書兼同意書より速やかに町長に届け出るものとする。

2 町長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに見守り支援対象者に関する登録台帳、一覧表及び要支援者名簿に記載し、又は記録された情報を変更しなければならない。

3 町長は、見守り支援対象者に関する情報に変更があることを知り得た場合で登録者から第1項の規定による変更の届出がなされないときには、職権により見守り支援対象者に関する情報の変更をすることができる。

(登録の取消し)

第10条 町長は、見守り支援対象者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、登録台帳、一覧表及び要支援者名簿それぞれの登録を取り消す。

(1) 見守り支援対象者が登録情報の削除を希望し、南伊勢町見守り支援対象者登録制度登録情報削除届出書(様式第4号)により届出があったとき。

(2) 見守り支援対象者が死亡したとき。

(3) 見守り支援対象者が町外に転出したとき。

(4) 見守り支援対象者が入院又は入所等により自宅に戻れる見通しが立たないとき。

(5) 見守り支援対象者が第2条第4項各号いずれにも該当しなくなったとき。

(6) 見守り支援対象者の所在が不明なとき。

(町の責務)

第11条 町は、この告示に基づき実施される見守り支援対象者登録制度について、次の事項について配慮しなければならない。

(1) 町民誰もが安心して暮らすために見守り支援が充実するよう、支援が必要な見守り支援対象者からの届出及び同意を促進するため、地域との連携等による普及啓発を実施しなければならない。

(2) この見守り支援対象者登録制度を実施するに当たり、個人情報の取扱いについては条例に基づき適正に行わなければならない。

(3) 町長は、でき得る範囲における最新のセキュリティ対策を講じ、個人情報の保護に

努めなければならない。

- (4) 町長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、又は気象庁その他の国の機関及び都道府県知事から災害に関する予報若しくは通知を受けたときは、南伊勢町地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。
- (5) 町長は、前号の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、見守り支援対象者が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。
- (6) 町長は、法令又は南伊勢町地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年4月1日告示第94号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）
（宛先）南伊勢町長

整理番号： _____
_____ 年 _____ 月 _____ 日

南伊勢町見守り支援対象者登録制度届出書兼同意書（新規・変更）

対象者	フリガナ			
	氏 名			
	住 所	〒 _____ 南伊勢町		
代理人記載の 場合のみ	代理人氏名【自署】	登録者との続柄（関係）	代理人の連絡電話番号	

この届出により、避難支援等関係者等（役場、町立南伊勢病院、南島メディカルセンター、南伊勢町地域包括支援センター、南伊勢町社会福祉協議会、民生児童委員、区、自主防災組織、消防及び警察）への情報提供に同意することにより、災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、支援者自身や家族等の安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等関係者等は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために本紙の内容（氏名、生年月日、性別、住所、障害種別等の内容、連絡先等）及び障害名や病名等（黄色枠内）を、南伊勢町地域防災計画に定める避難支援等関係者等に提供することに、（該当する項目に☑を付けてください。）

- ☐ 同意します。
- ☐ 趣旨を十分理解した上で同意しません。
- ☐ 同意するかしないかを判断するために、町からの詳細な説明を求めます。



※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。
※登録の内容に変更が生じた場合は、再度本届出書を御提出ください。
※避難行動要支援者情報を作成するため、訪問調査を行うことがあります、その際は御協力ください。
※代理人記載の場合は、本人の意向を確認させていただく場合があります。
※この様式で示す民生児童委員及び区は、届出いただいた方の居住する地域の民生児童委員及び区をいいます。また、自主防災組織は居住する地域の区長の推薦を受け町長が認めた組織をいいます。

生年月日	_____	年	_____	月	_____	日	_____	自宅電話番号	_____
性 別	男 ・ 女							携帯電話番号	_____
避難支援を必要とする事由 （複数可。）	☐	要介護認定者（要介護 3 以上）						☐	75 歳以上の者でのみ構成された世帯
	☐	身体障害者手帳保持者（1 級又は 2 級）						☐	独居世帯
	☐	療育手帳保持者						☐	家族昼間留守世帯
	☐	精神障害者保健福祉手帳保持者						☐	日本語の理解が十分ではない外国人
	☐	特定疾患医療受給者証保持者						☐	小児慢性特定疾患医療受診券保持者
	☐	妊婦（ _____ 年 _____ 月出産予定） 乳幼児 _____ など						☐	その他理由 （ _____ ）
■ 津波避難予定場所 【第 1 候補】 _____ 徒歩 _____ 分 【第 2 候補】 _____ 徒歩 _____ 分									

1 頁から 3 頁まで（黄色枠内と青色枠内）は緊急時の連絡先や普段の健康状態を登録し、平常時の見守り活動や、緊急時の救助活動、発災後の支援に活用されます。

☐ 常時の見守り活動への利用のため避難支援等関係者等（役場、町立南伊勢病院、南島メディカルセンター、南伊勢町地域包括支援センター、南伊勢町社会福祉協議会、民生児童委員、区、自主防災組織、消防及び警察）への情報提供に同意する。

☐ 常時からの情報提供には同意しないが、緊急時（大規模災害時又は救急搬送時親族等と連絡が取れない場合等）町長が認めたときは、避難支援等関係者等（役場、町立南伊勢病院、南島メディカルセンター、南伊勢町地域包括支援センター、南伊勢町社会福祉協議会、民生児童委員、区、自主防災組織、消防及び警察）への情報提供に同意する。

☐ 同意するかしないかを判断するために、町からの詳細な説明を求めます。



		緊急連絡先①		緊急連絡先②	
		フリガナ		フリガナ	
緊急連絡先 （同居者でも非同居者でも可） （同居者の場合は住所を省略して 【同居者】と記載してください。）	氏名			氏名	
	住所	〒		住所	〒
	勤務先名称			勤務先名称	
	勤務先住所	〒		勤務先住所	〒
	勤務先電話			勤務先電話	
	続柄			続柄	
	自宅電話			自宅電話	
	携帯電話			携帯電話	
支援者連絡先 （私のことはこの人に聞いて という方を記入） （緊急連絡先と同じ場合は同上可）	支援者連絡先①		支援者連絡先②		
	フリガナ		フリガナ		
	氏名		氏名		
	住所	〒	住所	〒	
	続柄		続柄		
	自宅電話		自宅電話		
	携帯電話		携帯電話		

※緊急連絡先及び支援者連絡先に記載の情報は記載相手方本人に直接記載してもらってください。ただし、本人の記載が困難な場合は、相手方の同意を取ってから御記入ください。

■健康状態等支援に必要な情報

[illegible]

南伊勢町見守り支援登録制度において、避難支援等関係者等（町立南伊勢病院、南島メディカルセンター、南伊勢町地域包括支援センター、南伊勢町社会福祉協議会、民生児童委員、区、自主防災組織、消防及び警察）のなかで、あなたが普段からの情報共有に同意しない組織があれば下記に御記入ください。

不同意の組織名を御記入ください。	
------------------	--

4 頁の (オレンジ枠内) については平常時の情報提供は行わず、緊急時の救助活動、発災後の支援に活用するため、町長が必要と認めたときのみ避難支援等関係者等に提供されます。

■住居の状況等 ※(☑をつけて下さい)

住居の間取りを簡単に記載し、○で昼間居室、△で寝室の位置を記載してください。
なお、方角や階が判るようにしてください。

[illegible][illegible]

■普段から相談している民生児童委員がいれば記入してください（本書記載内容以外で緊急に確認が必要なことがあった場合のため）。

氏名

様式第 2 号（第 8 条関係）

年 月 日

南伊勢町見守り支援対象者登録制度
登録台帳登録情報一覧表(写し)及び
避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書

南伊勢町長 様

代表者住所 _____
代表者氏名 _____ 印
機 関 名 称 _____

南伊勢町見守り支援対象者登録制度の実施に関する要綱に基づき、南伊勢町見守り支援対象者登録台帳登録情報一覧表（写し）及び南伊勢町避難行動要支援者名簿を受領いたしました。受領した一覧表（写し）及び名簿並びに記載された情報は、同実施要綱に基づき、登録者に対する必要な支援のために利用いたします。

なお、一覧表（写し）及び名簿の取扱いは、管理責任者を置き厳重に保管し、複製はせず、適切に管理いたします。また、一覧表（写し）及び名簿に記載された情報は漏えい等事故のないよう努めます。

また、更新時には今回の受領一覧表（写し）及び名簿を南伊勢町役場に返却し、改めて一覧表（写し）及び名簿を受領するものとします。

受領書類			
年度			
南伊勢町見守り支援対象者登録台帳登録情報一覧表（写し）			
平常時から見守り同意あり	枚	名分	
緊急時のみ見守り同意あり	枚	名分	
年度			
南伊勢町避難行動要支援者名簿	同意あり	枚	名分
南伊勢町避難行動要支援者名簿	同意なし	枚	名分

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

南伊勢町見守り支援対象者登録制度
登録台帳登録情報一覧表(写し)及び
避難行動要支援者名簿管理責任者届出書（新規・変更）

南伊勢町長 様

代表者住所 _____
代表者氏名 _____ 印
機 関 名 称 _____

南伊勢町見守り支援対象者登録制度の実施に関する要綱に基づき、受領した南伊勢町見守り支援対象者登録台帳登録情報一覧表（写し）及び南伊勢町避難行動要支援者名簿は、下記の者を管理責任者とし適切に管理いたします。

年度 管理責任者	ふりがな	
	氏 名	
	所 属	
	住 所	

様式第 4 号（第 10 条関係）

年 月 日

南伊勢町見守り支援対象者登録制度登録情報削除届出書

南伊勢町長 様

住 所 _____
氏 名 _____ 印

南伊勢町見守り支援登録制度に登録した情報について、登録内容を削除する
必要が生じたため下記のとおり届け出ます。

削除希望の対象者	
住 所	
氏 名	
生年月日	
削除希望 の 理 由	

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第8条関係)

様式第3号(第8条関係)

様式第4号(第10条関係)